

ご 減 第 299 号  
令和 8 年 3 月 27 日

水戸市内各事業所 御中

水戸市長 高 橋 靖  
( 公 印 省 略 )

### 事業系一般廃棄物の適正処理について

平素から本市の清掃行政にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないこととされております。

このため、事業活動によって生じたごみについては、水戸市指定ごみ収集袋等を使用することや家庭ごみ集積所に排出することはできません。

また、事業系一般廃棄物については、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 16 条第 4 項において、事業者自ら若しくは市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して市のごみ処理施設に搬入しなければならないことを定めております。

つきましては、これらの内容等を記載した啓発リーフレット「事業系一般廃棄物の減量・適正処理について」を送付いたしますので、御覧いただき事業系ごみを適正に処理いただきますようお願い申し上げます。

#### 【送付書類】

啓発リーフレット「事業系一般廃棄物の減量・適正処理について」

問合せ先 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1  
水戸市生活環境部ごみ減量課ごみ減量係  
電話 029-232-9114 (直通)  
担当 海老澤 羽石